

府 共 第 6 0 号
平成19年2月22日

各都道府県・政令指定都市
男女共同参画担当部局長 殿

内閣府男女共同参画局長
板東 久美子

平成19年度再チャレンジ支援地域モデル事業について
(依頼)

標記について、別添のとおり「再チャレンジ支援地域モデル事業実施要綱」を送付しますので、同事業の実施を希望される場合は、同要綱に規定する事業計画書等を、平成19年3月15日(木)までに、当職あて提出をお願いいたします。

事業計画書等の様式の電子媒体を希望される場合には、下記連絡先までメールにてご連絡願います。

(連絡先)

内閣府男女共同参画局推進課推進担当 清水、松尾

T E L : 03 - 5253 - 2111 (内線 83725, 83726)

03 - 3581 - 2327 (直通)

F A X : 03 - 3592 - 0408

e-mail : sachiyo.matsuo@cao.go.jp

再チャレンジ支援地域モデル事業実施要綱

平成18年 3月 3日
男女共同参画局長決定

1 趣旨

「女性の再チャレンジ支援策検討会議」(主宰者：内閣官房長官)では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月26日)を決定した。

同プランにおいては、子育て中の女性が再チャレンジに必要な支援情報や相談サービスを受けにくい事情を踏まえ、身近な地域における支援ネットワークづくりに取り組むこととしている。これを受け、今後女性が身近な地域で気軽に再チャレンジに関する相談ができ、本人の希望や活動段階に応じて必要な情報やサービスをワンストップで受けられるような取組が各地域において推進されるためのモデルの提示を目的として、都道府県・政令指定都市をモデル地域として指定し、男女共同参画担当部局又は男女共同参画(女性)センター等を中心として、ハローワーク等の関連機関とのネットワーク化、NPOの活用等により、地域における再チャレンジ支援の仕組みづくりを行う。

2 モデル地域

(1) モデル地域の指定等

内閣府は、都道府県・政令指定都市(以下「都道府県等」という。)が提出する事業計画書(別紙様式1)に基づきモデル地域を指定する。モデル地域においては、本項第3号に規定する事業を実施する。

内閣府は、地域の指定及び事業の実施に当たり、必要と認める場合には、チャレンジ支援推進事業企画委員会の意見を聴くことができる。

(2) 指定期間及び事業の委嘱

指定期間は、原則として指定を受けた日から翌年度の末日までとし、年度単位で委嘱を行う。

(3) 事業内容

モデル地域は、地域のニーズや特性を踏まえ、子育て中の女性等の再チャレンジの希望や活動段階(考え方の整理、ライフプラン作成、就業活動準備、就業活動等)に応じた情報やサービスをワンストップで提供するなど、これまで男女共同参画(女性)センターのサービスや情報を受けにくい状況にあった女性にも利用しやすい仕組みを講じ、女性が意欲と安心感を持って再チャレンジし就業や起業等へ結びつけることが可能となるサービスを提供する。

(事業例)

次のア～エをハローワーク等の再就職支援機関等との連携により総合的に実施。

ア 子育て中の女性等にとって日常的な場における女性の再チャレンジに必要な支援（再就職、起業、子育て、介護等）情報の提供

イ 子育て中の女性等でも気軽に再チャレンジを相談できるワンストップ窓口

ウ 託児も含めた女性の再チャレンジのためのスキルアップ、ライフプラン設計等のための講座、セミナー、カウンセリング等

エ 再チャレンジ支援機関への適切な橋渡しと必要なフォローアップ

(4) 事業運営上の留意点

都道府県等は、事業の企画立案に当たり、本事業の評価指標として、事業の成果目標を可能な限り定量化して設定すること。

都道府県等は、事業の計画及び実施に当たり、ハローワーク等の再チャレンジ支援機関等と、利用者の立場に立って事業の個別案件ごとに役割分担を明確にし、ネットワーク化するなど、実効性の高い事業の企画・運営に努めること。

指定を受けた都道府県等は、内閣府が別に定める日までに事業初年度の間接報告書（別紙様式3）を作成し、内閣府男女共同参画局長（以下「局長」という。）に提出すること。

指定を受けた都道府県等は、中間報告書及び内閣府の助言・評価等を踏まえ、翌年度の事業計画書（別紙様式4）を作成し、内閣府が別に定める日までに局長に提出すること。

指定を受けた都道府県等は、全ての事業終了後速やかに実施報告書（別紙様式5）を作成し、局長に提出すること。

3 経費

(1) 指定を受けた都道府県等は、内閣府が別に定める日までに、各年度ごとに所要経費調書（別紙様式2）を局長に提出すること。

(2) 内閣府は、予算の範囲内で事業に要する経費を各年度ごとに指定を受けた都道府県等に支出委任又は交付する。

(3) 内閣府は、指定を受けた都道府県等が実施に当たり不正又は不当な行為を行った時又は事業の遂行が困難であると認められる時は、指定の解除や経費の全部又は一部の返還を命じることができる。

4 その他

(1) 都道府県等は、本事業の実施及びその成果等について他の地域への情報提供に努めること。

(2) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。